

平成26年(ワ)第11499号 損害賠償請求事件

原告 大野佳奈子

被告 医療法人高寿会 外1名

原告準備書面(3)

平成27年5月1日

大阪地方裁判所 第22民事部合議1係御中

原告訴訟代理人

弁護士 高橋典明  
弁護士 上出恭子  
弁護士 和田香

AV

原告は、被告医療法人高寿会の答弁書に対し、以下のとおり認否反論する。

第1「第3 被告高寿会の主張」について

1 「1」について

(1) 第1段落について

ア 第1文について

亡輝民は、平成24年9月20日の実習中に行方不明となったが、連絡がついたのは、翌21日の夕方に警察を通じてではなく、午前中に原告を通じてである。すなわち、同月21日の午前中、原告の携帯電話に亡輝民から無事を知らせる電話が入ったものである。

イ 第2文・第3文について

実習要綱において無断欠席または連絡不通となった場合に原則として実習は中止となる旨が定められているが(乙2・9頁)、「原則」と記載されているとおり例外を排除する定めとなっていない。

実習の中止は、実習の履修が卒業要件となっていることから、留年となる可能性が高く、学生にとっては不利益の度合いが極めて大きい。

そのため、実習を中止すべきか否かは、無断欠席や連絡不通の原因や程度、実習先の意向等を総合的に判断して決められるべきであり、当然に中止とされるべきものではない。

本件では、亡輝民の実習先からは、翌日から実習に戻って来ても受け入れるとの申し出がなされており、亡輝民も十分に反省をしていたのであるから（甲8）、実習の中止が「やむを得ない措置」であったとはいえない。

（2）第2段落について

亡輝民が同月23日に近畿リハ学院を訪れて謝罪したとあるが、24日の誤りである。

（3）第3段落について

亡輝民が診断書（甲4）を提出したこと、同診断書の記載内容について認める。同診断書には、「現在の負荷が減った状態では、病的と判断される精神状態は認めません」と記載されており、負荷が生じた場合は病的な状態になり得ることがわかる。

（4）第4段落について

亡輝民が第Ⅳ期総合実習に参加し、実習が終了したことは認める。

2 「2」について

（1）第1段落について

被告高寿会は亡輝民の同級生が平成24年に辻クリニックで実習を受けて就職していること、バイザー予定の■■■■学療法士が近畿リハ学院の卒業生であることから、亡輝民が相談しやすくよいと考えて、同クリニックを実習先としたと主張する。

しかし、亡輝民の同級生で平成24年に辻クリニックで実習を受けて就職

した■■■氏は、就職後わずか2，3ヶ月で辻クリニックを退職している。通常、新卒で就職した先を2，3ヶ月で退職することはよほどの事情がない限り考えられず、■■■氏は辻クリニックに何らかの問題を感じて退職したものと推測される。

また、卒業生がバイザーをすれば相談しやすいとは限らない。特に、亡輝民は成績が優秀であるにも拘わらず、前年度実習で躓き、留年をした経験があり、実習にナーバスになっていることが容易に予測されたといえる。そのため、実習を担当するバイザーを誰にするのかは、非常に重要であった。

この点、■■■氏の理学療法士及びバイザーとしての経験として、当時、被告高寿会が把握していた事実はいかなるものか不明のため、求釈明を行う。

## (2) 第2段落について

■■■教員との面談が実施されたこと、またその内容について不知。

被告高寿会は、■■■教員が亡輝民に対し、「辻クリニックには同級生が働いているが、嫌か」と聞いたと主張するが、そのようなことは被告高寿会が原告に本件の一連の内容として交付した報告書(甲5)に記載されていない。また、原告の父及び原告の姉が■■■教員と面談した際にも、同人から亡輝民とそのようなやり取りをしたことは何ら聞いていない。

よって、実際に■■■教員が亡輝民との間でそのようなやり取りをしたという事自体、極めて疑わしい。

少なくとも、亡輝民は、実習先が辻クリニックに決まったことを受けて、友人に平成25年6月26日18時08分に「学校から嫌われたんかな？」

(甲20の1)とメールしているなど、実習先が辻クリニックに決まったことを「ありがたい」と感じて安心していたということは考えられない。

## (3) 第3段落について

不知。

### 3 「3」について

否認し、争う。

## 第2 求釈明

- 1 被告高寿会が亡輝民が平成24年度の実習中に実習が失踪し実習が中止となった件に関連して、平成25年度に■■■■教員が亡輝民の担任になった際に引き継いだ内容

### 【求釈明の理由】

亡輝民は、平成24年度の実習中に、実習先でのプレッシャーが原因で心因性健忘が生じて失踪し、実習を履修できず留年している。この件について亡輝民は、被告高寿会に平成24年9月24日付で事の詳細を記載した報告書（甲8）を提出している。また、心因性健忘が生じた旨の診断書（甲4）も提出している。

そのため、被告高寿会は、亡輝民が実習中にプレッシャーが生じると体調不良を生じさせ得ることを把握していた。

よって、平成25年度に再度当該実習を履修するにあたって、亡輝民の担任であり、実習先を選択する■■■■教員に対し如何なる事項を引き継いだのかは被告高寿会の安全配慮義務の履行の有無を判断するに当たって極めて重要な事項であり、かつ、被告高寿会にしか知り得ない事実である。

- 2 平成24年6月26日当時、被告高寿会が被告一裕会について把握していた、実習先としての経験内容（実習の受け入れが始まった時期・受け入れ回数、受け入れ時期、実習生の人数等）、及び評価

### 【求釈明の理由】

被告高寿会が亡輝民の実習先を決める際、安全配慮義務を尽くしたか否かを判断するにあたって重要な事実となる。

3 平成24年6月26日当時、被告高寿会が■■■■バイザーについて把握していた、同人の理学療法士としての経験内容、及びバイザーとしての経験内容

【求釈明の理由】

同上

4 平成25年11月14日19時46分に亡輝民が■■■■教員に対し送付したメール「■■■■先生 お忙しいところ失礼します。現状報告でお電話しましたが、お休みでしたので、メールで失礼します。今のところは、継続して行っておりますが、昨日帰らせかけました。謝罪してどうにか帰らずに済みましたが。予想通りプレッシャーが強い環境で、一次評価で苦勞しています。気を使いすぎて思うように考えられない、抜けが出てしまっている状態です。・・・」に対し、■■■■教員がメールで返信したという内容

【求釈明の理由】

被告高寿会が原告に交付した報告書（甲5・11頁）には、亡輝民が■■■■教員に、メールで実習先の辻クリニックで「帰らせかけ」たこと、予想どおりプレッシャーが強い環境で苦勞していること等の相談をしたのに対し、■■■■教員が亡輝民に返信をしたと記載されている。

被告高寿会によると、同メールは保存されていないとのことであるが、亡輝民の携帯電話の受信履歴にも対応する■■■■教員からのメールの履歴がない。

よって、返信をしたというのであれば、その内容を明らかにされたい。

5 被告高寿会が亡輝民との間でやり取りをした内容は報告書（甲5）記載の事実及び既に提出された答弁書と書証記載の内容に尽きるか否か、記載の他にもやり取りがあった場合はその内容

【求釈明の理由】

被告高寿会は、亡輝民に対する安全配慮義務を尽くしたと主張しているところ、その内容が報告書（甲5）及び既に主張された内容に尽きるか否かは、今後原告・被告ら双方にとって主張・立証活動の前提となるため、明確にする必要がある。

6 被告高寿会と被告一裕会間の亡輝民の実習に関する契約内容及び亡輝民に関する申し送り事項

【求釈明の理由】

被告高寿会は、被告一裕会との間で実習に関する契約を締結している。その内容（契約書）及び被告高寿会が被告一裕会に亡輝民に関して申し送りをした事項の有無及びその内容は、被告高寿会の安全配慮義務の履行の有無に関して重要であり、かつ被告高寿会しか知り得ない事実である。

7 被告高寿会が留年時の実習の実施時期を第4期に指定した理由

【求釈明の理由】

被告高寿会によれば、実習は第1期から第4期までがある。その中で留年時の実習が同年度において最終期である第4期に指定されたことは、亡輝民にとって失敗が許されないという強いプレッシャーになったと考えられる。そのような中で被告高寿会が実習を第4期に指定した理由は、被告高寿会の安全配慮義務の履行の有無に関して重要であり、かつ被告高寿会しか知り得ない事情である。

以上